熊本市発達支援ネットワーク会議傍聴要綱

制定　平成２４年7月１２日健康福祉子ども局長決裁
改正　平成２６年6月２６日子ども発達支援センター所長決裁
改正　平成３０年１２月２５日子ども発達支援センター所長決裁
改正　令和　８年　４月　１日こども発達支援センター所長決裁

（趣旨）
第１条　この要綱は、熊本市発達支援ネットワーク会議代表者会議及び分科会（以下「会議」という。傍聴に関し必要な事項を定めるものとする。
（傍聴の手続）
第２条　会議を傍聴しようとする者は、会議当日、会議の開会までに事務局に申し出、傍聴券（別紙様式）の交付をうけなければならない。
（傍聴の制限）
第３条　次の各号のいずれかに該当する者は、会議を傍聴することができない。
(1)　凶器その他人に危害を加えるおそれがある物品を持っている者
(2)　看板、張り紙、プラカード、旗、メガホン等示威宣伝の用に供される物品を持っている者
(3)　酒気を帯びていると認められる者
(4)　前３号に掲げるもののほか、会議の円滑な運営を妨げるおそれがある者
（傍聴人の制限）
第４条　会議の会長及び代表（以下「会長等」という。）は、傍聴席の都合その他必要があると認めるときは、傍聴人の数を制限することができる。
（傍聴人の守るべき事項）
第５条　傍聴人は、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。
(1)　会議における発言に対して拍手その他の方法により賛否を表明しないこと。
(2)　会議の妨害になるような示威宣伝又は扇動に類する行為をしないこと。
(3)　会長等の許可なく撮影又は録音をしないこと。
(4)　飲食又は喫煙をしないこと。
(5)　会長等の指示に反する行為をしないこと。
(6)　前各号に掲げるもののほか、会議の秩序を乱し、又は会議の妨害となるような行為をしないこと。
（傍聴人に対する退場措置）
第６条　傍聴人が前条の規定に違反し、又は会議の運営を妨げるおそれがあるときは、会長等は、これを制止し、その命令に従わないときは、退場を命ずることができる。
２　傍聴人は、前項の規定により退場を命じられたときは直ちに退場しなければならない。
（別紙様式）

年　　月　　日

傍聴券

No.＿＿＿＿＿

※本傍聴券は、当日に限り有効です。
※再入場される際は、傍聴券の提示が必要です。

【熊本市発達支援ネットワーク会議】

附則
この要綱は、平成２４年7月１２日から施行する。
附則
この要綱は、平成２６年6月２６日から施行する。
附則
この要綱は、平成３０年１２月２５日から施行する。
附則
この要綱は、令和８年４月１日から施行する。